

議案第42号

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成29年1月17日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

水路改良工事に関する措置として、市長及び副市長の給料を減額することに伴い、本市特別職の給与等の改正を行いたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和 30 年勝山市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
附 則 1～10 (略) (新設)	附 則 1～10 (略) <u>11 市長及び副市長の平成 29 年 2 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日までの期間に係る給料の月額は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、別表第 2 に規定する額から次の各号に定める額を減じて得た額とする。</u> <u>(1) 市長 100 分の 30 に相当する額</u> <u>(2) 副市長 100 分の 20 に相当する額</u>

附 則

この条例は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。